

鏡野町告示第 4 4 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第 2 6 0 条の 4 6 第 2 項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和 7 年 3 月 2 4 日

鏡野町長 山 崎 親 男

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
名称 至孝農自治会
区域 鏡野町至孝農の全区域
主たる事務所 鏡野町至孝農 2 0 5 番地 1

2 不動産に関する事項

地目	面積	所在地
山林	1 2 5 8 m ²	苫田郡鏡野町至孝農字宮ノ後 1 0 6 番 1
宅地	2 5 2 . 3 0 m ²	苫田郡鏡野町至孝農字社地 2 0 6 番 1
山林	2 1 8 4 4 m ²	苫田郡鏡野町至孝農字狸穴 2 2 6 番
山林	6 0 4 9 m ²	苫田郡鏡野町至孝農字山上峰 2 3 7 番

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所 別紙のとおり

3 公告期間 令和 7 年 3 月 2 4 日から令和 7 年 6 月 2 4 日まで

4 異議を述べる方法

鏡野町長に対し、地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、次の書類を添えて提出してください。

登記関係者等の別	登記関係者等である旨を確認できる書類	申請書に記載された氏名及び住所を確認できる書類
表題部所有者又は所有権の登記名義人	登記事項証明書	住民票の写し 戸籍の附票の写し

表題部所有者又は所有権の 登記名義人の相続人	登記事項証明書 戸籍謄抄本	
所有権を有することを疎明 する者	所有権を有することを疎明 するに足りる資料	

別紙

	氏名	住所
1	赤坂 頼一	苫田郡鏡野町至孝農 1 5 番地
2	赤坂 稔	苫田郡鏡野町至孝農 1 7 番地
3	福井 清美	苫田郡鏡野町至孝農 5 3 番地の 4
4	赤穂 せき	苫田郡鏡野町至孝農 5 7 番地の 1
5	福井 秀明	苫田郡鏡野町至孝農 1 2 3 番地
6	本庄 章一	苫田郡鏡野町至孝農 1 2 7 番地の 1
7	福井 陽子	苫田郡鏡野町至孝農 1 3 2 番地
8	景森 宏治	苫田郡鏡野町至孝農 1 7 7 番地
9	福井 隆之	苫田郡鏡野町至孝農 1 7 8 番地
1 0	景森 淳義	苫田郡鏡野町至孝農 1 8 3 番地 2
1 1	赤坂 正和	苫田郡鏡野町至孝農 1 8 7 番地の 1
1 2	景森 静男	苫田郡鏡野町至孝農 1 9 8 番地
1 3	駒井 清継	苫田郡鏡野町至孝農 2 0 3 番地
1 4	谷口 強志	苫田郡鏡野町至孝農 2 0 7 番地
1 5	池上 國藏	苫田郡鏡野町至孝農 2 1 1 番地
1 6	赤穂 和由	苫田郡鏡野町至孝農 2 6 4 番地
1 7	赤穂 典子	苫田郡鏡野町至孝農 2 7 5 番地の 1
1 8	駒井 仙太郎	苫田郡鏡野町至孝農 3 0 0 番地
1 9	福井 年治	津山市弥生町 7 6 番地
2 0	福井 章夫	津山市高野本郷 1 2 5 6 番地の 4